

交渉速報

J R 貨物労組本部業務部

2011年9月30日

No.5

教育体制・技術継承の充実を確認し集約!

= 申3号「直轄エリアの変更」に関する団体交渉 =

中央本部は9月22日に、申第3号「直轄エリアの変更」に関する申し入れに基づき、2回目の団体交渉を行ないました。「直轄エリアの変更」の前提条件は、「教育体制及び技術継承の充実と安全確保」が担保されることです。今交渉を集約するにあたり、以下の内容を確認し集約しました。

1. 教育体制の充実について

- (1) 中央研修所内の保全教育グループを活用し、本社主催の集合教育の更なる充実を図る。
- (2) 保全教育グループは、人材育成・教育教材の整備を進め、教育体制の確立を図る。
- (3) 職場内教育（OJT）については、教育に必要な時間・内容の精査を図る。また、習得度を把握するため、保全教育グループと現業機関が相互に連携を図り、現場の教育体制を整える。

2. 東海保全技術センターの業務量と技術力の乖離について

- (1) 東海保全技術センターの技術力は、向上が図れているが充分でない部分もあり、業務量に見合った直営・外注区分を行う。

今交渉を通じて、保全職場は度重なる効率化施策と急激な世代交代によって、保全特有の技術継承が図られていない実態が改めて明らかとなりました。中央本部はこれからも、全ての職種における教育・技術継承の確立に向けて取り組んでいきます。

以上